

令和6年度 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修

PG01 重要事項の説明

研修受講ガイダンス

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課
地域生活・発達障害者支援室

相談支援専門官 小川 陽

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

本プログラムの目的と流れ

本プログラムを実施する目的

- ① 研修開始にあたり、本研修の目的・構造・概要を理解するための導入の講義を行う。
- ② 本研修や都道府県で実施するサービス管理責任者等研修についての正確な理解とそれに基づく活用法をおさえ、自都道府県や自身の獲得目標を明確化する。

⇒ **研修効果の向上を図る。**

本プログラムの流れ

- ① 【講義】 本研修の位置付け・獲得目標・概要
- ② 【講義】 都道府県研修の実施と本研修の活用方法について
- ③ 【講義】 新型コロナウイルス感染症にも対応した研修様式について ※本講義ではポイントのみ触れる
- ④ 【個人でのワーク】 目標設定

参考（資料のみ）

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の養成制度について（補足）

相談支援専門員の養成制度について

本研修の位置付け・獲得目標・概要

本研修は、都道府県が実施する「サービス管理責任者研修」及び「児童発達支援管理責任者研修」並びに専門コース別研修（意思決定支援・障害児支援・就労支援）において、企画立案・運営又は講師の役割を担う指導者を養成することを目的として実施する。（実施要綱「1. 目的」）

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

本研修の位置付け・重点事項（平成18年度～令和5年度）

開始当初は伝達研修として、都道府県研修と同一のカリキュラムで実施。
平成22年度より、都道府県研修の企画運営に資するよう一部の内容を変更して実施。

平成22年度～	分野毎の演習方法やテキスト内容の統一化を図る
平成24年度～	児童発達支援管理責任者について本研修の対象とした
平成25年度～	障害者総合支援法の改正に対応（相談支援専門員との連携）
平成26年度～平成28年度	伝達研修の要素が強い研修からさらに方向性を転換。 ・企画運営・情報交換の要素を強化。 ・研修内容(講義・演習)の伝達は短縮版化。 ※都道府県で実施する際のポイントを明示し、標準の研修資料例を提示
平成29年度以降カリキュラム改定と新標準カリキュラムに関する伝達を段階的に実施	
平成29年度	サービス管理責任者等養成研修カリキュラム改定に関する伝達研修Ⅰ ① 改定に関する情報提供 ② モデル研修プログラムの一部の体験
平成30年度	サービス管理責任者等養成研修カリキュラム改定に関する伝達研修Ⅱ ① カリキュラム改定に関する情報提供 ② 基礎研修【標準カリキュラム】の伝達 ③ 更新研修等の概要の解説
令和元年度	サービス管理責任者等養成研修カリキュラム改定に関する伝達研修Ⅲ ① カリキュラム改定に関する情報提供 ② 更新研修【標準カリキュラム】の伝達 ③ 基礎研修・実践研修の概要の解説 ④ 都道府県での実施に向けた企画立案・情報交換
令和2年度	サービス管理責任者等養成研修カリキュラム改定に関する伝達研修Ⅳ ① カリキュラム改定に関する情報提供 ② 実践研修【標準カリキュラム】の伝達 ③ 専門コース別研修(意思決定支援)【標準カリキュラム】の伝達 ④ 都道府県での実施に向けた企画立案・情報交換
令和3年度 令和4年度	サービス管理責任者等養成研修カリキュラム改定に関する伝達研修Ⅴ ① カリキュラムに関する情報提供 ② 更新研修(後半部分)【標準カリキュラム】の伝達 ③ 専門コース別研修(意思決定支援【標準カリキュラム】、障害児相談支援【概要】)の伝達 ④ 都道府県における企画立案・実施上の課題抽出・共有や具体的な準備に向けた情報交換
令和5年度	サービス管理責任者等養成研修カリキュラム改定に関する伝達研修Ⅵ 研修内容は変えず、対面にて実施（専門コース別研修はオンライン）

新制度・カリキュラムによる研修の実施

オンライン開催

オンライン開催

令和 6 年度研修の位置付け・獲得目標

前提

- サービス管理責任者等の質の向上のため、サービス管理責任者等研修事業について制度の改定を実施。
- 都道府県においては、令和元年度から新カリキュラムによる研修を段階的に実施
- 令和 3 年度までは各都道府県による研修事業が新制度へ円滑に移行するための研修と位置付け、段階的に新標準カリキュラムの内容を伝達【令和 3 年度で伝達は一通り完了】。

今年度研修

都道府県での円滑かつ質の高い研修の実施に向けた素養を養う

- 各都道府県による研修を更に効果的に実施するための研修と位置付けて実施。
 - ① サービス管理責任者等養成研修【標準カリキュラム】に関して総合的に取り扱う内容の研修
 - 【基礎】標準カリキュラムを概観しつつ、都道府県での実践の共有や研修をさらにブラッシュアップするための内容で実施
 - 【実践】標準カリキュラムの内容を丁寧に抑えるとともに、都道府県での実践の共有や各科目をより効果的に展開するための方法を検討する内容で実施
 - 【更新】【〈実践の振り返り〉に関する科目については標準カリキュラムを概観し、都道府県での実践の共有や研修ををさらにブラッシュアップするための内容で、〈人材養成〉に関する科目^(※)については、受講生が標準カリキュラム内容を体験することに主眼を置いて実施（※）令和 6 年度から実施を行うとされている部分
 - ② 標準カリキュラムのうち、下記についての伝達
 - ・ 専門コース別研修（意思決定支援、障害児相談支援、就労支援）
 - ③ 都道府県における企画立案・実施上の課題抽出・共有や具体的な準備に向けた情報交換（演習）の実施。

令和6年度の指導者養成研修の実施について

専門コース別研修については、サビ児管研修の枠組み内で実施するので、受講者の選定等留意されたい。

相談支援従事者指導者養成研修会

「本体」

3日間 国立障害者リハビリテーションセンター学院

「フォローアップ」

1日間 オンライン

都道府県における人材養成や地域の相談支援体制整備に関わる者において中心的役割をなす者★

6月19日（水）～6月21日（金）

3月7日（金）

★ ①各都道府県における研修全体の企画立案においてリーダー的役割をなす者及び②相談支援従事者養成研修事業・相談支援事業（相談支援体制整備事業）・（自立支援）協議会を担当する都道府県職員を対象とする

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修会

共通 = 【意思決定支援、障害児支援、就労支援】

専門コース別研修

（サビ児管・相談支援共通カリキュラム）
1日間 オンライン

専門コース別研修に従事する者
（サビ児管・相談支援双方）

9月10日（火）

サビ児管国研修本体（3日）
とは別の受講者を選定可

基礎研修・実践研修・更新研修

3日間 国立障害者リハビリテーションセンター学院

サビ児管研修に従事する者

9月11日（水）～9月13日（金）

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者とその養成研修の位置付け

基準省令

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成一八・九・二九厚労令一七一)
指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成一八・九・二九厚労令一七二)
指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二四・二・三厚労令一五)
指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二四・二・三厚労令一六)
(従業者)

○指定療養介護事業所ごと利用者の数の区分に応じ、サービス管理責任者を配置する。

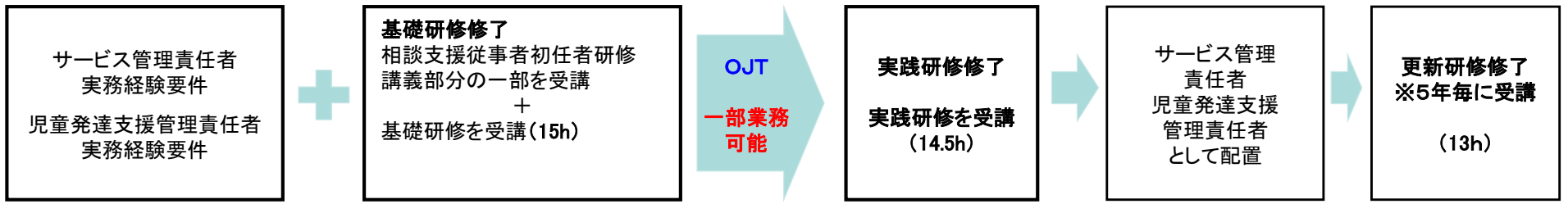
○児童発達支援管理責任者 一以上

告示

サービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成一八・九二九厚労告五四四)

障害児通所施設又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの

(平成二四・三・三〇厚労告二二七／改正:平成三一・三・二九厚労告一〇九・一一〇)



通知

サービス管理責任者研修事業の実施について(平成一八・八・三〇 障発〇八三〇〇〇四)

○サービス管理責任者研修

○児童発達支援管理責任者研修

都道府県等による初任者及び現任研修は
標準カリキュラム以上の内容で実施する。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者について（平成31年4月1日～）

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件を設定。（令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修修了者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。）
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施することとした。（各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完。）
- 直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とすることとした。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置に係る要件

【1】実務経験＋【2】研修の修了

【1】実務経験要件

障害児者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務（相談支援又は直接支援の業務）
※保有する資格や従事する業務等により要する期間が異なる。

【2】研修修了要件： A）＋ B）

A）基礎研修等修了

①相談支援従事者初任者研修講義部分の一(11h)を修了
②基礎研修(15h)を修了
※を満たす予定の日の2年前から受講可

B）実践研修修了(14.5h)

基礎研修修了後、実践研修受講開始日前5年間に2年（一部半年とできる場合有）以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある場合に受講可。（★）

OJT（★）
一部業務可能

サービス管理責任者
児童発達支援管理責任者
として配置可

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置の継続に係る要件

更新研修修了(13h)

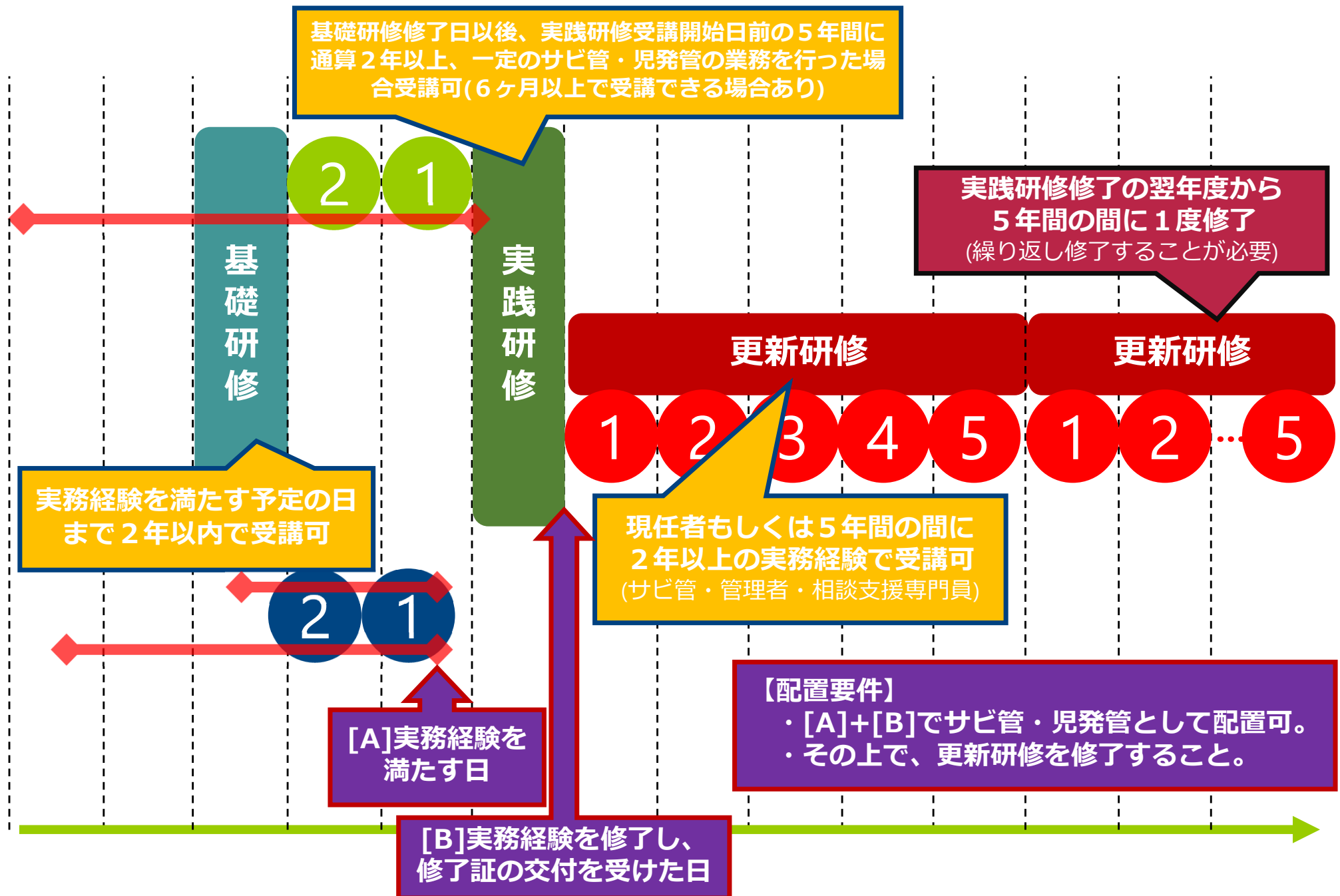
実践研修修了の翌年度から5年間に1度毎修了することが必要。

研修受講に係る実務経験要件

以下①もしくは②のいずれか

- ① 過去5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員としての実務経験がある
- ② 現にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者として従事している

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置要件と研修受講要件



サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について

経過措置について

①旧カリキュラムのサービス管理責任者等研修を修了済みの者について

昨年度で終了

サービス管理責任者等研修
(旧体系) 修了

H31.4～(新体系移行)

施行後5年間(R5年度末まで)は、更新研修修了前でも引き続きサービス管理責任者等として業務可能。

サービス管理責任者等更新研修
※初回の更新研修修了年度の翌年度から5年間の間に1度毎修了の必要

②基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について

※H31(R1)年度～R3年度の基礎研修受講者に限る

新規なし

＜配置に関する実務経験要件＞
相談支援業務5年
(有資格者の場合は3年)以上
もしくは直接支援業務8年以上

入職

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習

配置に関する実務要件を満たしている場合は、基礎研修修了日後3年間、実践研修を修了していなくても、サービス管理責任者等とみなす。

基礎研修修了後3年間で
2年以上の実務
※基礎研修修了後に配置に関する実務要件を満たした場合を含む。

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

サービス管理責任者等更新研修
※実践研修修了年度の翌年度から5年間の間に1度毎修了の必要

配置時の取扱いの緩和等について

- 既にサービス管理責任者等が1名配置されている場合は、2人目のサービス管理責任者等としては配置可能。
- 個別支援計画原案の作成が可能であることを明確化。

＜受講対象＞
相談支援業務3年以上
(有資格者の場合は1年)以上
もしくは直接支援業務6年以上

入職

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習

基礎研修修了後2年以上の実務

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

サービス管理責任者等更新研修
※実践研修修了年度の翌年度から5年間の間に1度毎修了の必要

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験④**(OJT)については、基礎研修修了後「2年以上」の期間としており、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「**6月以上**」の期間で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- 基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件⑥**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。
- 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

- サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成までの一連の業務**（※）を行う。
- やむを得ない事由**によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、**サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務**を行う。

（※） 利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。

- 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。

実務経験要件

研修修了要件

配置要件（原則）

基礎研修
(26h)
修了

実務経験④ (OJT) (相談支援業務又は直接支援業務)
(2年以上)

実践研修
(14.5h)
修了

新配置要件（例外）

要件①

基礎研修受講時に既に左記実務経験要件
(3～8年)を満たしている者に限り選択可能なルート

基礎研修
(26h)
修了

要件②

実務経験④ (OJT)
(個別支援計画作成)
(6月以上) 【新規】

実践研修
(14.5h)
修了

要件③

個別支援計画の作成の業務
に従事する旨を事前届出

(具体的な業務内容)

利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案を作成、サービス管理責任者等が開催する個別支援会議への参加等

サービス管理
責任者等として配置可
(5年毎に要更新)

OJT期間が6月以上で実践研修を受講しようとする際の留意点

OJT 期間が「6月以上」とすることができる要件

- ① 基礎研修受講開始時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしていること。
- ② 実践研修の受講要件である実務経験（OJT）として、障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事すること。
- ③ 上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行うこと。

届け出の方法例

- ㊦ サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの一連の業務に従事する場合。

【届け出る内容】

OJTに従事する旨を①OJTに従事する者の氏名、②開始年月日がわかるように届け出ること。

【届け出る方法例】

体制届に添付する従業者等の勤務体制及び勤務形態を表す文書等において、当該者に関する欄に備考として記す等。

※OJTの開始年月日及び体制を届け出る日は基礎研修修了日の翌日以降となる。

※指定基準や報酬告示等により届け出を要する事項を変更しない場合、直近の体制届に付属する文書を追加で提出する等の取り扱いとして差し支えない。

- ㊧ やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所等において、サービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしている者（実務経験者）をサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者とみなして配置する場合。

- ㊨ 令和3年度末までに、実務経験者が基礎研修修了者となっており（経過措置対象者）、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者とみなして配置する場合。

⇒ 当該配置を届け出たことをもってOJTの実施についても届け出ているものとする【別途の届け出は不要】

※ただし、OJTの開始日は基礎研修修了日の翌日以降となる。

（実践研修受講時は、基礎研修修了日及び体制届の必要部分の写しをもって確認を行うこと。）

相談支援又は直接支援の業務の
実務経験が3～8年ある

いいえ

実務経験が1～6年あれば基礎研修受講可
(ただしOJT期間は2年以上必要)

はい

上記実務経験が
基礎研修受講日時時点で既にある

いいえ

OJT期間は2年以上必要
(内容は相談支援又は直接支援の業務で可)

はい

基礎研修修了後のOJTについて、
個別支援計画作成の一連の業務で行う

いいえ

OJTの内容が相談支援又は直接支援の業務の場合、
期間は2年以上必要

はい

個別支援計画作成の一連の業務を行うことについて、
指定権者に届出を行っている(又は予定)

いいえ

業務実施についての届出がない場合、
OJT期間は2年以上必要

はい

基礎研修修了後のOJTについて、
6月以上で可能！

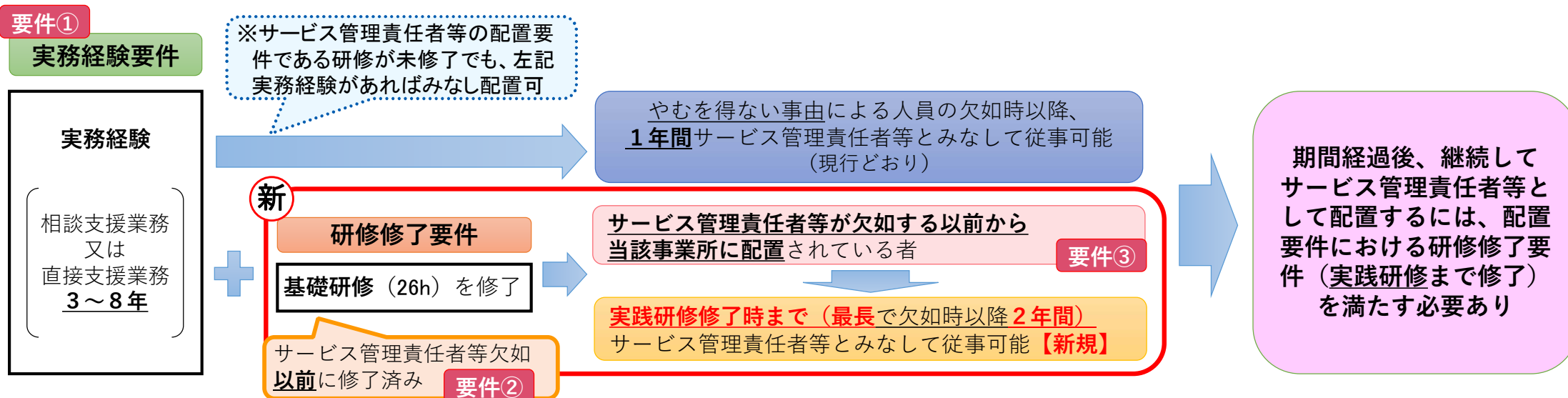
② やむを得ない事由による措置について

- やむを得ない事由**（※）によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験（3～8年）を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、**実践研修を修了するまでの間**（**最長**でサービス管理責任者等が欠いた日から**2年間**）サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

（※） 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- ① 実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。（現行と同じ）
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に**基礎研修を修了済み**である。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として**当該事業所に配置**されている。



サービス管理責任者等の欠如について
やむを得ない事由によるものと自治体が認めている

いいえ

欠如がやむを得ない事由によるものでなければ、
みなし措置の対象外

はい

相談支援又は直接支援の業務の
実務経験が3～8年ある

いいえ

実務経験が3～8年ない場合は
みなし措置の対象外

はい

サービス管理責任者等の欠如した時点で
既に基礎研修を修了済みである

いいえ

基礎研修が未修了又は修了が欠如後の場合は
みなし期間は1年間

はい

サービス管理責任者等の欠如時以前から
当該事業所に配置されている

いいえ

欠如時後に当該事業所に配置された者の場合は
みなし期間は1年間

はい

実践研修修了時まで（最長で欠如時以降2年間）
みなし配置可能

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の告示別表

相談支援従事者初任者研修講義部分（旧）		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	2h
	地域支援に関する講義	3h
合計		11.5h

共通講義及び分野別演習（旧）		時間数
講義	サービス管理責任者の役割に関する講義	6h
	アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	3h
演習	サービス提供プロセスの管理に関する演習	10h
合計		19h

（新設）

相談支援従事者初任者研修講義部分		時間数
講義	1 障害者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義	5h
	2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
	3 相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
合計		11h

基礎研修		時間数
講義	1 サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義	7.5h
演習	2 サービス提供プロセスの管理に関する演習	7.5h
合計		15h

実践研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義・演習	2 サービス提供に関する講義及び演習	6.5h
	3 人材育成の手法に関する講義及び演習	3.5h
	4 多職種及び地域連携に関する講義及び演習	3.5h
合計		14.5h

更新研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義・演習	2 サービス提供の自己検証に関する演習	5h
	3 サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習	7h
合計		13h

初任者研修の構造 ※相談支援従事者研修

告示別表

初任者研修		時間数
講義	障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義	5.0h
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3.0h
	相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3.0h
講義及び演習	ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習	31.5h
実習	相談支援の基礎技術に関する実習	—
合計		42.5h

通知

相談支援従事者研修事業の実施について
(平成一八・四・二一 障発〇四二一〇)

●相談支援従事者研修事業実施要綱

以下の標準カリキュラムを含む内容

- ・相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム
- ・相談支援従事者現任研修標準カリキュラム
- ・専門コース別研修標準カリキュラム

都道府県等による研修は**標準カリキュラム以上の内容で実施**

標準カリキュラム

1日目	概論	研修受講ガイダンス(標準カリキュラム上は任意)
		相談支援(障害児者支援)の目的(1.5時間)
		相談支援の基本的視点(障害児者支援の基本的視点)(2.5時間)
2日目	法制度	相談支援に必要な技術(1時間)
		障害者総合支援法等の理念・現状とサービス提供プロセス及びその他関連する法律等に関する理解(1.5時間)
	技法の実際	障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援(サービス提供)の基本(1.5時間)
		相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス(1.5時間)
		相談支援における家族支援と地域資源の活用への視点(1.5時間)
3日目 4日目	講義 演習	談支援の実際(ケアマネジメント手法を用いた相談支援プロセスの具体的理解)(12時間)
		実習ガイダンス(1時間)
	実習	相談支援(ケアマネジメント)の基礎技術に関する実習1
		地域資源に関する情報収集
5日目	講義 演習	実践研究1(6時間)
	実習	相談支援(ケアマネジメント)の基礎技術に関する実習2
6日目	講義 演習	実践研究2(4時間)
		実践研究3(6時間)
7日目	講義 演習	研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り(2.5時間)

基礎研修の構造

告示別表

基礎研修		時間数
講義	1 サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義	7.5h
演習	2 サービス提供プロセスの管理に関する演習	7.5h
合計		15h

標準カリキュラム

1日目	講義	研修受講ガイダンス（標準カリキュラム上は任意）
		サービス〈支援〉提供の基本的な考え方【1時間】
		サービス〈支援〉提供のプロセス【1.5時間】
		サービス等利用計画〈障害児支援利用計画〉と個別支援計画の関係【1時間】
		サービス〈支援〉提供における利用者主体のアセスメント【2.5時間】
2日目	演習	個別支援計画作成のポイントと作成手順【1時間】
		個別支援計画の作成【4.5時間】
		個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）及び記録方法【3時間】

通知

サービス管理責任者研修事業の実施について（平成18年8月30日 障発0830004）

●サービス管理責任者等研修事業実施要綱

以下の標準カリキュラムを含む内容

- ・サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）基礎研修標準カリキュラム
- ・サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）実践研修標準カリキュラム
- ・サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）更新研修標準カリキュラム
- ・専門コース別研修標準カリキュラム

都道府県等による研修は**標準カリキュラム以上の内容で実施**

〈 〉内は児童発達支援管理責任者研修の場合の科目名

実践研修の構造

告示別表

実践研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義・演習	2 サービス提供に関する講義及び演習	6.5h
	3 人材育成の手法に関する講義及び演習	3.5h
	4 多職種及び地域連携に関する講義及び演習	3.5h
合計		14.5h

通知

サービス管理責任者研修事業の実施について（平成18年8月30日 障発0830004）

●サービス管理責任者等研修事業実施要綱

以下の標準カリキュラムを含む内容

- ・サービス管理責任者〈児童発達支援管理責任者〉基礎研修標準カリキュラム
- ・サービス管理責任者〈児童発達支援管理責任者〉実践研修標準カリキュラム
- ・サービス管理責任者〈児童発達支援管理責任者〉更新研修標準カリキュラム
- ・専門コース別研修標準カリキュラム

都道府県等による研修は**標準カリキュラム以上の内容で実施**

標準カリキュラム

1日目	研修受講ガイダンス（標準カリキュラム上は任意）	
	講義	障害者〈児童〉福祉施策の最新の動向【1時間】
2日目	講義 演習	モニタリングの方法（講義・演習）【2時間】
		個別支援会議の運営方法（講義・演習）【4.5時間】
		サービス〈支援〉提供職員への助言・指導について（講義・演習）【1.5時間】
		実地教育としての事例検討会の進め方（講義・演習）【2時間】
		サービス担当者会議等におけるサービス管理責任者の役割（多職種連携や地域連携の実践的事例からサービス担当者会議のポイントの整理）（講義）【50分】
		（自立支援）協議会を活用した地域課題の解決に向けた取組（講義）【50分】
		サービス担当者会議と（自立支援）協議会の活用についてのまとめ（演習）【110分】

〈 〉内は児童発達支援管理責任者研修の場合の科目名

更新研修の構造

告示別表

更新研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義 演習	2 サービス提供の自己検証に関する演習	5h
	3 サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習（※）	7h
合計		13h

（※）令和5年度までは省略可。

標準カリキュラム

1日目	研修受講ガイダンス（標準カリキュラム上は任意）
	講義 障害者（児童）福祉施策の最新の動向【1時間】
2日目	講義 事業所としての自己検証（演習）【1.5時間】
	講義 演習 サービス管理責任者〈児童発達支援管理責任者〉としての自己検証（演習）【2時間】
	講義 演習 関係機関との連携（演習）【1.5時間】
	講義 演習 サービス管理責任者〈児童発達支援管理責任者〉としてのスーパービジョン（講義）【3時間】
	講義 演習 事例検討のスーパービジョン（演習）【1時間】
	講義 演習 サービス〈支援〉提供職員等へのスーパービジョン（演習）【2時間】
	講義 演習 研修のまとめ（演習）【1時間】

〈 〉内は児童発達支援管理責任者研修の場合の科目名

通知

サービス管理責任者研修事業の実施について（平成18年8月30日 障発0830004）

●サービス管理責任者等研修事業実施要綱

以下の標準カリキュラムを含む内容

- ・サービス管理責任者〈児童発達支援管理責任者〉基礎研修標準カリキュラム
- ・サービス管理責任者〈児童発達支援管理責任者〉実践研修標準カリキュラム
- ・サービス管理責任者〈児童発達支援管理責任者〉更新研修標準カリキュラム
- ・専門コース別研修標準カリキュラム

都道府県等による研修は**標準カリキュラム以上の内容で実施**

専門コース別研修

～R3→R4

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者研修：講義名	時間数
意思決定支援	6h



サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者研修：講義名	時間数	拡充理由
意思決定支援	6h	
障害児支援	13h	従前の児童分野の内容を補完
就労支援	14h	従前の就労分野の内容を補完



R6年度はサビ児管指導者養成研修事業の中で実施予定 (9月10日)
→ 専門コース別部分は、サビ児管研修本体部分と別個に受講者を募集

相談支援専門員研修：講義名	時間数
障害児支援	6.5h
権利擁護・成年後見制度	14h
地域移行・定着、触法	13h
セルフマネジメント	6.5h
スーパービジョン・管理・面接技術	6.5h
意思決定支援	6h



相談支援専門員研修：講義名	時間数	拡充理由
障害児支援 <u>(拡充)</u>	13h	相談支援の質の向上に向けた検討会とりまとめを踏まえた対応
権利擁護・成年後見制度	14h	
地域移行・定着、触法	13h	
セルフマネジメント	6.5h	
スーパービジョン・管理・面接技術	6.5h	
意思決定支援	6h	
就労支援	14h	障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会における報告内容を踏まえた対応
介護支援専門員との連携・相互理解	10.5h	社会保障審議会障害者部会報告書や相談支援の質の向上に向けた検討会とりまとめを踏まえた対応

※黄色塗り部分がR4年度に新設・拡充した部分

※意思決定支援、障害児支援及び就労支援のカリキュラムは相談支援専門員、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者に共通。

相談支援専門員・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者に共通するカリキュラムの専門コース別研修について

- 相談支援専門員・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者に共通するカリキュラムの専門コース別研修は、意思決定支援コース（令和2年度創設）、障害児支援コース、就労支援コース（令和4年度創設）の3コース。
- 都道府県等において対象者別に独立した研修として実施することを妨げるものではないが、**相談支援専門員とサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が共通の基礎的知識等を持つことや相互理解に基づく連携促進が重要であることから、企画・立案の段階から相談支援専門員側とサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者側の双方の立場のスタッフが関わり、受講者についても双方を対象とした研修として実施することが望ましい。**

コース名	留意点
意思決定支援	・「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」とそれに基づく意思決定支援を学ぶもの。 ・当該ガイドラインにおいては、相談支援専門員やサービス管理責任者等が意思決定支援責任者として相互に連携して意思決定支援会議を活用しながらチーム支援の要として意思決定支援を行う枠組みが提示されている。
障害児支援	・児童期の支援の基本姿勢やポイントと支援のマネジメントプロセスを学ぶもの。 ・従来より相談支援従事者に対しては障害児支援コースが設定されていたところ。 ⇒ サビ管・児発管にとっては新設、相談にとってはカリキュラム改定
就労支援	・就労支援の基本姿勢やポイントと支援のマネジメントプロセスを学ぶもの。 ・相談支援従事者、サービス管理責任者双方にとって新設のカリキュラム。

都道府県における専門コース別研修の実施実績・予定

コース名	R 6 年度 実施予定	R5年度 実施	R4年度 実績	R3年度 実績	R2年度 実績
障害児支援	24	21	15	12	5
権利擁護・成年後見制度	2	2	2	3	1
地域移行・定着、触法	8	10	9	7	6
セルフマネジメント	1	1	2	1	1
スーパービジョン・管理・運営	9	11	9	10	4
意思決定支援	24	22	21	15	2
就労支援	9	8	1	—	—
介護支援専門員との連携	5	4	2	—	—
標準カリキュラム以外のテーマ	10	8	11	13	6

相談支援従事者、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者共通

(障害福祉課調べ)

令和6年度サービス管理責任者等指導者養成研修の構成

●専門コース別研修部分

Zoomによるオンライン開催

1日目 9/10	意思決定支援コース	障害児支援コース	就労支援コース
	受講生が標準カリキュラムの内容を体験することに主眼を置いて実施	標準カリキュラムの内容（各科目の概要・展開方法等）の伝達に主眼を置いて実施	標準カリキュラムの内容（各科目の概要・展開方法等）の伝達に主眼を置いて実施

●サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修部分

対面・集合形式により開催

2日目 9/11	PG01 ガイダンス PG02-07 講義等 PG08 都道府県での協議 PG09 振り返り サービス管理責任者等研修の全体像や今後の課題を俯瞰 （⇒各都道府県等の課題の確認、本研修で獲得したいこと等を確認）		
3日目 9/12	基礎研修コース 【標準カリキュラムを概観しつつ、都道府県での実践の共有や研修をさらにブラッシュアップするための内容で実施】	実践研修コース 【標準カリキュラムの内容を丁寧に抑えらるとともに、都道府県での実践の共有や各科目をより効果的に展開するための方法を検討する内容で実施】	更新研修コース 【〈実践の振り返り〉に関する科目については標準カリキュラムを概観し、都道府県での実践の共有や研修ををさらにブラッシュアップするための内容で、〈人材養成〉に関する科目については、受講生が標準カリキュラム内容を体験することに主眼を置いて実施】
4日目 9/13	PG10サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の養成体系について 各コース毎の研修プログラムについて全体で共有すると共に、研修（人材育成）体系全体への視座から法定研修の位置・内容等を確認する		
	PG11・12 都道府県単位でのグループ演習と全体共有 ここまでの研修プログラムを受け、 （①同一都道府県の受講生間での共有を図り、） ②都道府県での課題と今後の課題解決に向けた取組 について協議		

都道府県研修の実施と本研修の活用方法について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

本研修に関する講義資料や講義等の映像の利活用について

研修資料について

- 本研修の研修資料は**都道府県研修に利活用可**。
- 本研修の研修資料を使用する際は、**引用ルールやマナーに留意**すること。
 - ① **出典を示すこと**。
 - ② **改変を加えた場合、改変した旨を明示すること**。
- 公開する編集可能なデータは、研修終了後に学院HPに掲載。
※個別の提供交渉は慎むこと。

映像について

今年度は研修映像の撮影と公開は行わない。
(研修教材として提供される映像のみ)

- **都道府県研修の企画・立案に従事する者**（都道府県担当者・講師等）に限り、**受講者以外であっても視聴可**。
 - ・視聴チャンネル情報等の管理は各都道府県の責任において行うこと。
- **演習等の記録映像を含め、今年度内視聴可**（予定）。
- **研修の映像のメディア等への保存、都道府県研修等に用いることその他の二次利用は不可**（知的財産権の侵害にあたる場合もあるため、十分留意すること）。
※研修教材として提供される映像については、都道府県研修で活用可。

留意事項

- 各研修実施地域（都道府県）内で、以下の取組が重要。
 - ① **講師・関係者全員が研修の意図・構造・内容を咀嚼しながら共有**すること。
 - ② **人材育成体系の中へ各研修を位置づける**こと。
 - ③ **研修の企画・運営を継続性のあるチームで行う**こと。
- ⇒ 標準カリキュラムや研修実施ガイドライン（シラバス等）、教材（ツール）、展開方法等詳細を提供するが、**その意図を十分理解**しつつ自都道府県にフィットした研修とすることが重要。
- ⇒ ただし、**都道府県間の差の解消**も求められているため、標準カリキュラム及び研修実施ガイドラインに準拠していることは強く求められる。
- ⇒ 研修の質向上については、本研修における企画・立案の検討等を通して都道府県間の共有を行い、都道府県間の差異を縮めつつ行う。

専門コース別研修・就労支援コースについては、モデルとなる講義映像を用意。研修準備段階のほか、各都道府県において初めて実施する場合に限り、実際の研修時に利用可。

新型コロナウイルス感染症にも対応した研修様式について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

新型コロナウイルス感染症にも対応した研修様式

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した相談支援従事者研修等の実施及び留意点等について」

(令和2年5月13日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)

前提

○ 相談支援専門員として配置されるためには、実務経験要件及び初任者研修の修了、所定の期間内での更新研修（現任研修・主任研修）の修了が必要。

○ 研修の修了には、告示に示す方法（講義、演習、実習）、科目、時間を満たした研修の全課程を受講することが必要。

→ **事業の継続が担保されるよう、受講の必要な者を把握する。** →

○ **新型コロナウイルス感染症への対応のため更新研修が延期又は中止された結果**、更新研修を修了することができないサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者については、都道府県が認める期間内は更新研修を修了したものとみなすことができる。

※研修を中止・延期した場合、その後の研修を再開した年度において、中止・延期した研修の人数分を加えた規模の研修を実施することが必要となるため、計画的な実施が必要。

●参考：「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る相談支援専門員等研修の臨時的な取扱いについて」

(令和2年2月28日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)

令和5年3月末にて廃止

新型コロナウイルス感染症にも対応した研修の実施

○ 感染拡大防止対策の徹底と研修の実施

① 講義の遠隔化（オンライン化）

② 演習の小規模化・分散化

・ 業務実施地域(障害保健福祉圏域・市町村)に近いところでの、その地域を単位とした実施。

・ 対面と同等程度の効果が期待できる場合は、演習の遠隔化も可。

デジタル化推進の観点からも今後も継続

③ 研修会場における感染症拡大防止対策等

- ・ 感染拡大の状況を踏まえ判断すること。
- ・ 感染症対策に関しては最新の情報を活用すること。

【参考】

● 新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省）

※ 5 類感染症移行後の対応についてもこのページから

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

● 障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

※ 令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡（第7報）問23、24、28の相談支援に係る臨時的な取扱いは5 類感染症への移行に伴い、終了。

受講生が新型コロナウイルス感染症に感染した際等の対応について

前提（再掲）

- 相談支援専門員として配置されるためには、実務経験要件及び初任者研修の修了、所定の期間内での更新研修（現任研修・主任研修）の修了が必要。
- 研修の修了には、告示に示す方法(講義、演習、実習)、科目、時間を満たした研修の全課程を受講することが必要。



受講生が感染者や濃厚接触者となり、研修の一部を受講できなくなった場合の対応例

- 欠席した科目について、告示に示す形を満たしたもので補うことが必要。

⇒ ①別日程で同一の研修を開催する場合には、別日程での受講に振り替える。

②欠席した科目について開講される補講（告示の方法・時間を満たしたもの）を受講する。（※1）

③（年度を超えた受講でも支障がない場合）翌年度（※2）に欠席した科目について、受講する。

例）レポート提出、科目の内容と異なる映像の視聴、演習を講義に替える、時間を短縮する等による代替は不可

◎いずれの場合も、研修の全課程を改めて受講し直す必要はなく、欠席した科目を受講すれば修了に足りるものである。

◎新型コロナウイルス感染症に係る欠席に限らず、やむを得ない事由による欠席についてもこれらの方法を採用することが可能。

【参考】障害のある受講者等への配慮として、以下の取扱いを認めている。⇒やむを得ない事由による欠席者についても適用可能

※1 相談支援従事者養成研修（初任者研修）については、「基幹相談支援センター等での履修」として、「研修前半の4日間までのカリキュラムを履修済みの者」については、基幹相談支援センターや当該受講者の所属事業所等において、都道府県により本研修の指導者と認められた者の指導の下、上記カリキュラム以降（＝後半3日間）の一連の演習等の内容に相当するスーパーバイズ等を受けることにより、全カリキュラムを修了したものとみなす。」としている。

※2 「最長24ヶ月を上限とし、年度を超えた長期履修」を可能としている。

（平成18年4月21日 障発第0421001号「相談支援従事者研修事業の実施について」最終改正令和4年3月31日）

4

目標設定

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

【参考】想定される都道府県での実施上の課題（例）

【1】運営等の課題

- 真に受講が必要な者の把握と確実な受講に向けた取組（定員の想定と規模の確保）
- 研修受講に係る実務経験要件の確認方法
- 日程・会場の確保、他研修との日程の調整、複数日程で実施する場合の参加者の振り分け
- 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画との整合性
（障害福祉サービス等及び障害児支援の提供体制ならびにサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み）
- 合理的配慮の提供（準備）と基礎的環境整備
- オンラインの活用【オンデマンド配信・リアルタイム配信・双方向通信】
- 現カリキュラムでの基礎・実践（R6より二日間）・更新の各研修実施に向けた準備(協議)方法、評価方法
- 研修修了者名簿の管理
- 予算の確保
- 未実施の研修（専門コース別研修）の実施
（令和6年度報酬改定内容等を勘案）

【参考】想定される都道府県での実施上の課題（例）

【２】企画等の課題

- 教材(講義資料、演習ツール、演習モデル事例等)の作成
- 各研修での講義・演習の展開方法
- 現カリキュラムでの基礎・実践・更新の各研修の実施に向けた準備(協議)方法、評価方法
※標準カリキュラムの意図を理解し、研修に反映できているか。
- サビ児管・相談共通の専門コース別研修の科目設定、内容等の協議や研修実施体制の確保
- リーダーの育成、活躍できる環境の整備
- 講義講師の確保・養成、研修内容の伝達
- 演習講師の確保・養成、研修内容の伝達
- 研修メニュー・内容が増加する中での講師の役割分担、負担軽減
- 専門コース別研修の実施における相談支援専門員との協働

目標設定

PG01 で記入

都道府県名：

この研修で特に意識して学びたいこと・
知りたい（情報を得たい）こと等

自県の課題

基礎・実践・更新や専門コース別等の研修、人材育成体系等について、自県研修の課題や改善したい点、さらにブラッシュアップしたい点等について記入。

専門コース別研修（オンライン研修）の留意点

必ず守ってください！

- 表示名は以下のルールとすること。

【都道府県名】せいめい 例）【東京都】ちよだ はなこ

- 研修中は常時カメラはオン・マイクはミュートとすること。

- ・ 休憩時間中はカメラオフにしてよい。
- ・ マイクは講師・事務局から指名があった場合にオンにすること。

- ルームに入室したら、その日の研修終了後まで退出しないこと。〈お昼休みも同様です〉

※演習を行うために行ったグループ分けの設定が消えてしまうことがあります。

- ☆ 水分補給等は適宜行い、熱中症にならないようご注意ください。

【参考】

**サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の
養成制度について（補足）**

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者養成の現状及び課題

- 現行のサービス管理責任者等を養成するための研修は、1回限りであり、振り返りや更新の機会となる研修等を国としては定めていない。
- こうした現状において、受講者の状況に応じた段階的な研修実施ができておらず受講者の質の担保が困難であることや、更新研修などの機会が設定されていないためサービス管理責任者等の要件を満たした後における質の担保が困難であることが指摘されている。
(平成24年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービス事業におけるサービス管理責任者養成のあり方に関する調査」)
- 平成28年度に実施した調査研究事業では、サービス管理責任者等の実務者の業務に対する認識は浸透してきているものの、業務実行状況には個々に大きな差があることが指摘されている。
(平成28年度障害者総合福祉推進事業「サービス管理責任者等の業務実態の把握と質の確保に関する調査研究事業」)
- 一方で、サービス管理責任者等の確保が困難であるため、サービス管理責任者等の要件である実務経験年数について緩和を求める声も挙がっている。



- 上記課題に対応すべく、平成27年度より3カ年で実施した厚生労働科学研究において、新たな研修制度の仕組みに関する研究及びモデル研修プログラムの開発を行った。

サービス管理責任者等として従事するための要件

- サービス管理責任者等として配置されるためには、2つの要件を満たす必要。

【1】 実務経験要件（配置に関する）

- ・条件により年限が異なる。（次スライド: 詳細は告示を参照。）

① 法、② 保有する資格及び③ 従事経験の業務内容 による。

【2】 研修修了要件

1) 取得: 基礎研修、実践研修を修了

2) 維持: 実践研修修了の翌年度から5年間の間に1度更新研修を修了

❖ 研修受講においても実務経験要件あり。

❖ 研修の受講に関する実務経験要件

- 1) 基礎研修: サービス管理責任者等としての実務経験要件を満たす2年前から受講可。
- 2) 実践研修: 基礎研修修了後2年以上、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者としての一定程度の業務経験。
- 3) 更新研修: ① 過去5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員の業務経験。又は② 現にこれらの業務に従事していること。

サービス管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲		業 務 内 容	実務経験年数		
			国家資格者※1	有資格者※3	左記以外の者
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	(一) 相談支援の業務 日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 〔告示イ(1)(一)〕	a 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上		5年以上
		b 更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。			
		c 障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者			
		d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者			
		e 特別支援学校において相談支援の業務に従事する者			
		f 医療機関(病院・診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 (3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現：介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者			
		その他これらの業務に準ずる業務に従事する者			
	(二) 直接支援の業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 〔告示イ(1)(二)〕	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	5年以上	8年以上	
		b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業に従事する者			
		c 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者			
		d 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者			
		e 特別支援学校等の従業者			
		その他これらの業務に準ずる業務に従事する者			

特区は令和3年3月31日廃止

※1 上記(一)の相談支援の業務及び上記(二)の直接支援業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に3年以上従事している者(国家資格の期間と相談・直接支援業務の期間が同時期でも可)

※2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士、公認心理師の資格をいう。

※3 上記(二)の直接支援の業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(社会福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)、
- (2) 保育士、
- (3) 児童指導員任用資格者、
- (4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲		業 務 内 容	実務経験年数 (下記に加え、老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)		
			国家資格保有者※ 1	有資格者 ※3	それ以外の者
障害児者 (身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者)又は児童(児童福祉法第4条第1項に規定する児童)の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	イ 相談支援の業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 〔告示イ(1)(一)〕	(1) 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3 年 以上		5 年 以上
		(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。			
		(3) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者			
		(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者			
		(5) 学校において相談支援の業務に従事する者			
		(6) 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) 2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者			
		その他これらの業務に準ずる業務に従事する者			
	ロ 直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 〔告示イ(1)(二)〕	(1) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	5 年 以上		8 年 以上
		(2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、保育所、認定こども園、老人居宅介護等事業等に従事する者			
		(3) 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者			
		(4) 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者			
		(5) 学校等の従業者			
		その他これらの業務に準ずる業務に従事する者			

※1 上記イの相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者(国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可)

※2 国家資格者とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士、公認心理師の資格を有し、その資格に基づく業務に3年以上従事している者のことを言う。

※3 上記ロの直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- 1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)
- 2) 保育士
- 3) 児童指導員任用資格者
- 4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

【参考】

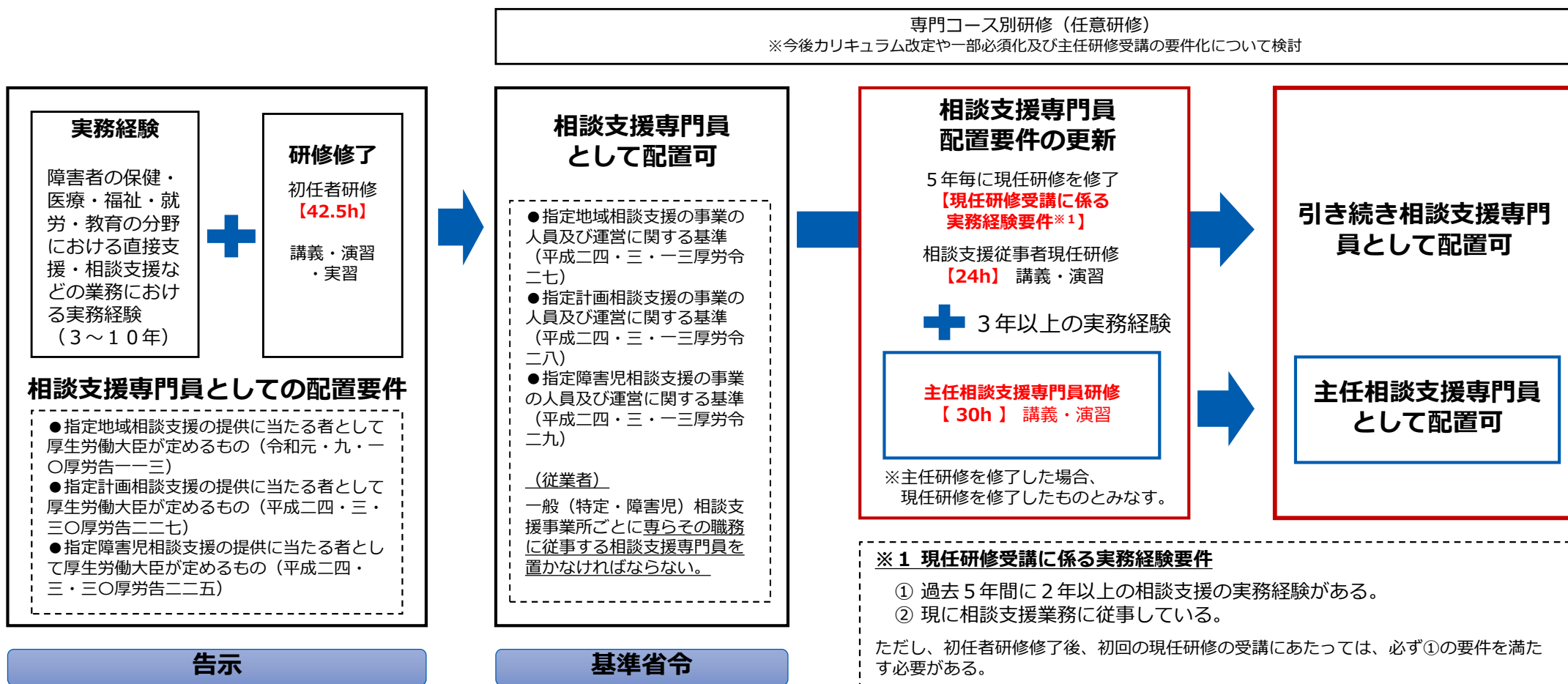
相談支援専門員の養成制度について

相談支援専門員研修制度の見直しに関するこれまでの経緯

時期	内容
平成27年12月14日	・ 社会保障審議会障害者部会報告書において、相談支援の質を高めることの必要性及び相談支援員の養成のための研修制度の見直し、指導的役割を担う人材の育成と適切な活用等の指摘
平成28年 7月19日	・ 「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめにおいて、計画相談支援について専門的な知識及びスキルを身につけるための育成を行う等の提言
平成28年～平成29年	・ 厚生労働科学研究により相談支援専門員養成のための研修プログラムを開発
平成30年 3月 2日	・ 第89回社会保障審議会障害者部会において、相談支援専門員の研修制度の見直し内容について報告
平成30年10月24日	・ 第91回社会保障審議会障害者部会において、見直しに関する当事者団体からの指摘及び今後の対応方針について議論
平成30年度～令和元年度	・ 主任相談支援専門員養成研修会の開催（2ヶ年の国による直接養成）
平成30年3月22日	・ 主任相談支援専門員の位置づけおよび主任相談支援専門員養成研修について規定した告示を公布。 （適用日：平成30年4月1日）※準備の整い次第、都道府県による研修を実施
平成31年 2月14日 ～平成31年 3月28日	・ 第6回～第9回相談支援の質の向上に関する検討会を開催（計4回）
平成31年 2月22日	・ 第93回社会保障審議会障害者部会において、検討会の進捗状況について報告
平成31年 4月10日	・ 「相談支援の質の向上に向けた検討会」（第6回～第9回）における議論の取りまとめを公表
令和元年 6月 6日～	・ 相談支援の質の向上に向けた検討会ワーキンググループにて、令和2年度相談支援従事者指導者養成研修における講義資料及び研修実施ガイドラインについて議論
令和元年 6月24日	・ 第94回社会保障審議会障害者部会において、検討会の検討結果について報告
令和元年 9月	・ 告示を改正し（施行日は令和2年4月1日）、標準カリキュラムを改定。
令和2年度～	・ 初任者研修・現任研修新カリキュラムへ移行、都道府県等による主任養成本格開始。 ・ 相談支援従事者指導者養成研修※に主任研修の指導者養成の内容を取り込み4日間化。

相談支援専門員制度について（令和２年４月１日～）

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**カリキュラムの内容を充実させる改定を実施した。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修の受講にあたり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件（※１）**を追加。（※経過措置：旧カリキュラム修了者の初回の受講時は従前の例による。）
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**



初任者研修の構造

告示別表

初任者研修		時間数
講義	障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義	5.0h
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3.0h
	相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3.0h
講義及び演習	ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習	31.5h
実習	相談支援の基礎技術に関する実習	—
合計		42.5h

通知

相談支援従事者研修事業の実施について

(平成一八・四・二一 障発〇四二一〇)

●相談支援従事者研修事業実施要綱

以下の標準カリキュラムを含む内容

- ・相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム
- ・相談支援従事者現任研修標準カリキュラム
- ・専門コース別研修標準カリキュラム

都道府県等による研修は**標準カリキュラム以上の内容で実施**

標準カリキュラム

1 日 目	概 論	研修受講ガイダンス(標準カリキュラム上は任意)
		相談支援(障害児者支援)の目的(1.5時間)
		相談支援の基本的視点(障害児者支援の基本的視点)(2.5時間)
		相談支援に必要な技術(1時間)
2 日 目	法 制 度	障害者総合支援法等の理念・現状とサービス提供プロセス及びその他関連する法律等に関する理解(1.5時間)
		障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援(サービス提供)の基本(1.5時間)
	技法 の 実際	相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス(1.5時間)
		相談支援における家族支援と地域資源の活用への視点(1.5時間)
3 日 目 4 日 目	講義 演習	談支援の実際(ケアマネジメント手法を用いた相談支援プロセスの具体的理解)(12時間)
		実習ガイダンス(1時間)
	実 習	相談支援(ケアマネジメント)の基礎技術に関する実習1
		地域資源に関する情報収集
5 日 目	講義 演習	実践研究1(6時間)
	実 習	相談支援(ケアマネジメント)の基礎技術に関する実習2
6 日 目	講義 演習	実践研究2(4時間)
		実践研究3(6時間)
7 日 目		研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り(2.5時間)

現任研修の構造

告示別表

現任研修		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	1.5h
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	3.0h
	人材育成の手法に関する講義	1.5h
講義及び演習	相談支援に関する講義及び演習	18.0h
合計		24.0h

通知

相談支援従事者研修事業の実施について

(平成一八・四・二一 障発〇四二一〇)

●相談支援従事者研修事業実施要綱

以下の標準カリキュラムを含む内容

- ・相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム
- ・相談支援従事者現任研修標準カリキュラム
- ・専門コース別研修標準カリキュラム

都道府県等による研修は**標準カリキュラム以上の内容で実施**

標準カリキュラム

1 日目	講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法等の現状(1.5時間)
		本人を中心とした支援におけるケアマネジメント及びコミュニティソーシャルワークの理論と方法(3時間)
		実践研究及びスーパービジョンによる人材育成の理論と方法(1.5時間)
		実習(標準カリキュラム上は任意)
2 日目	講義 演習	個別相談支援とケアマネジメント(6時間)
		実習(標準カリキュラム上は任意)
3 日目	講義 演習	相談援助に求められるチームアプローチ(多職種連携)(6時間)
		実習(標準カリキュラム上は任意)
4 日目	講義 演習	地域をつくる相談支援(コミュニティワーク)の実践(6時間)

主任研修の構造

告示別表

主任相談支援専門員研修		時間数
講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義	3.0h
	運営管理に関する講義	3.0h
講義及び演習	相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習	13.0h
	地域援助技術に関する講義及び演習	11.0h
合計		30.0h

【告示上カリキュラム(科目)外であるが、効果的な人材育成に必要な要素として整理された内容】

- ① 開講にあたってのガイダンス（研修の目的、獲得目標、研修の構造や科目の概要）
- ② 課題実習（実践の振り返りを含む）
- ③ 研修の効果測定や継続的な学びへの動機付け等に資するもの
 - ・各科目の振り返りシート
 - ・研修の振り返り

通知

相談支援従事者主任研修事業の実施について

（平成三一・三・二八 障発〇三二八の一）

●相談支援従事者主任研修事業実施要綱

相談支援従事者主任研修標準カリキュラムを含むもの

都道府県等による研修は**標準カリキュラム以上の内容で実施**

標準カリキュラム

1日目	法制度	障害福祉施策等の動向(1時間)
	概論	主任相談支援専門員の役割と視点(2時間)
	運営管理	相談支援事業所における運営管理(3時間)
2日目	人材育成	人材育成の意義と必要性(1時間)
		人材育成の地域での展開(3時間)
		研修・グループワークの運営方法(2.5時間)
3日目		相談支援専門員に対する現場教育の方法と展開(6.5時間)
4日目	地域援助	基幹相談支援センターにおける地域連携と地域共生社会の実現(2時間)
		多職種協働(チームアプローチ)の考え方と展開方法(2.5時間)
		地域援助技術の考え方と展開技法(1.5時間)
5日目		地域援助の具体的展開(5時間)

相談支援従事者研修カリキュラムの見直しポイント

告示・標準カリキュラムの見直し

- 告示（方法、科目、時間数）の見直し。初任者研修における実習の必須化。
- 標準カリキュラム（獲得目標、取り扱う内容、）の見直し。
- 障害のある受講者について、研修における合理的配慮例を提示（研修事業に係る通知内）。

教育方法の見直し

- 主体的かつ参加型の学習方法への転換（学習観の転換）
 - ・ 演習や実習のさらなる重視
 - ・ オープンエンドアプローチの視点の導入 cf. 実践場面との整合性 ★特に「見立て」について
- 研修全体の連動性の重視（研修体系の全体像の定時）
- 継続的な学びの必要性の強調
 - ・ 研修における実習の導入(初任)や推奨(現任)
 - ・ 実地教育(OJT)との連動の導入
 - ・ スーパービジョンや合議の場の体験等を導入(初任・現任)
 - ・ 自己評価等の導入を推奨(初任・現任)